

平成28年6月23日

組合員 各位

広島県自動車車体整備協同組合
理事長 森園 俊樹

「よろず相談窓口」開設のお知らせ

平素は組合事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

早速ですが先日開催されました平成28年度通常総会にて「よろず相談窓口」開設の承認をいただきましたことから、広島県自動車車体整備協同組合と大本和則弁護士との間で、顧問契約を締結いたしました。

開設窓口名は「よろず相談窓口」となり、総務委員会の所轄事業となります。相談内容につきましては、日頃個人や会社において発生する様々な法律上の問題及び紛争に関することが対象となります。

相談の手順といたしましては、車体組合事務局で受付けて、大本弁護士事務所に取り次ぎをさせていただきます。

相談料・鑑定料につきましては、原則として請求はないことになっています。

但し、鑑定のため特別に調査研究を要する場合には、その実費はご負担いただくこととなります。

その後は、依頼される組合員事業所と大本弁護士との間で詳細については進めていただきます。委託する民事事案、刑事事案その他の法律上の争訟について組合員が負担すべき手数料、謝金、日当等の金額は事案の難易度、目的物の価格、その事案に応じて、双方で協議のうえ取り決めるものとします。

今後は「よろず相談窓口」をご利用くださいますと、個人や会社で発生する法律上の諸問題（例として、ストーカー・詐欺・交通事故・クレマー・債権未回収・営業妨害・恐喝・暴行傷害等）の解決にお役に立てていただきますよう、お願い申し上げます。